

平成 27 年 11 月 6 日
鳥 取 労 働 局

鳥取県ふるさとハローワーク境港における文書の誤交付について

鳥取労働局（局長 河野純伴）は、鳥取県ふるさとハローワーク境港（米子公共職業安定所が管轄する国・鳥取県の一体型施設）における文書の誤交付について、下記のとおり当該事案を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

記

1. 概要

鳥取県ふるさとハローワーク境港において、求職者 A さんの失業認定申告にあたり、米子公共職業安定所（以下「本所」という。）で業務処理を行う必要から、A さんから預かった失業認定申告書と受給資格者証の「預かり票」を交付する際に、別の求職者 B さんの氏名及び支給番号を記載した「預かり票」を誤って交付するという事案が発生した。

※「預かり票」には、氏名及び支給番号の個人情報に記載されている。

※鳥取県ふるさとハローワーク境港では、毎週 2 回（火・金）、本所職員の巡回による失業認定等の雇用保険給付業務を行っており、即時処理のできない業務については、本所職員が書類を本所に持ち帰り処理を行うこととしている。

2. 事実経過

(1) 平成 27 年 10 月 30 日（金）、10 時 30 分頃、鳥取県ふるさとハローワーク境港において、職員 X は A さんの失業認定を行った際、本所での処理が必要であったため、一旦「失業認定申告書」と「受給資格者証」を預かって「預かり票」(※)を交付することとした。

※「預かり票」はエクセルファイルで作成されており、氏名と支給番号を入力シートに入力することにより、リンク先の「預かり票」に自動的に転記されるようになっている。しかし、入力シートに入力せずリンク先の「預かり票」に直接入力し保存した場合、入力シートでの入力内容が反映されなくなる仕組みとなっている。

(2) 職員 X は、A さんの氏名と支給番号を入力シートへ入力した。

(3) ところが、別の職員 Y が、前の巡回日に受け付けた B さんの「預かり票」を作成する際に、誤って「預かり票」に直接氏名と支給番号を入力して、それを保存していたため、職員 X が入力シートへ入力した内容が「預かり票」へ反映されず B さんの氏名と支給番号が記載された「預かり票」がそのまま印刷された。

(4) これに気付かず、職員 X はプリントアウトした「預かり票」を確認しないまま A さんに誤って交付してしまった。

- (5) その後、職員 X は、12 時 30 分頃から当日午前中に受け付けた失業認定申告書等をチェック確認していたところ、「預かり票」と氏名・支給番号が違うことに気が付き、この時点で誤交付が発覚した。
- (6) 職員 X は、直ちに（13 時頃）本所に電話連絡をした。
- (7) 同日、本所の管理次長が、A さんの自宅を訪問の上謝罪し、了承を得た。併せて、誤交付した「預かり票」を回収し、正しい「預かり票」を交付した。また、B さんの自宅も訪問し、経過を説明の上謝罪を行い了承を得た。

3. 発生原因

今回の事案は、「預かり票」の作成方法が全職員に十分に周知されていなかったことと、自分が入力したデータは当然に出力されるものだという思い込みにより、書類交付時の内容確認や相手方の確認等の誤交付防止のためのすべての基本動作を怠ったことから発生したものである。

4. 再発防止策

- (1) 米子公共職業安定所においては、5 月下旬に全職員（非常勤職員を含む。）を対象に「個人情報保護に関する研修テキスト」を活用した研修を実施しており、さらに、毎月 20 日を自己点検の日と定めてチェックリストによる基本動作の点検を実施する等、個人情報漏えい等の防止に向けた取組みを行っているところである。

今回の事案発生に伴い、同日直ちに所長から全職員に本事案の経過を説明し、個人情報管理の重要性についての認識に加え、書類を交付する際は、氏名や事業所名等を指で指し示し、書類の内容・数量等を 1 枚ずつ確認するとともに、相手方にも最終確認してもらい、返事を待ってから交付するという基本的取扱いを再度徹底するよう指示した。

また、「預かり票」の作成方法を改めて周知し、これ以外の方法での作成を禁止することとした。

- (2) 鳥取労働局においては、局内各部室、管下労働基準監督署及び公共職業安定所に対し、本事案を文書により周知して注意喚起するとともに、個人情報の重要性や漏えい事案の根絶に向けた個人情報の適正な管理、文書交付時の基本的な動作を再度確認すること等適正な業務取扱いの徹底について指示を行った。

(担当)

鳥取労働局職業安定部職業安定課

課長 長谷川 和孝

(電話) 0857(29)1707